

## 15 廃棄物等

### 15.1 予測

#### 1) 造成等の工事

##### (1) 予測内容

廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の発生抑制の状況、残土の発生量及び処理の状況について予測した。

##### (2) 予測方法等

###### ① 予測方法

工事計画に基づき定量的に予測した。

###### ② 予測地域及び予測地点

対象事業実施区域内とした。

###### ③ 予測対象時期等

工事期間全体とした。

###### ④ 予測条件の設定

造成等の工事に伴い発生する廃棄物量及び品目ごとの資源化率は表 10.15.1-1 に示すとおりである。造成等の工事に伴い発生する廃棄物量はメーカーアンケートを基に算出し、品目ごとの資源化率は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（関東地方版）」（令和 2 年、国土交通省）における埼玉県の再資源化率及び「産業廃棄物の排出及び処理状況等（令和 4 年度実績）について」（環境省HP）の再生利用率を用いた。

表 10.15.1-1 造成等の工事に伴い発生する廃棄物量

品目	発生量 (t)	資源化率 (%)
コンガラ	185	99.8
アスコン	37	99.8
ガラス・陶器	37	78.9
廃プラ	34	62.3
金属くず	42	95.7
木くず	1,546	85.0
紙くず	29	77.6
石膏ボード	47	0.0
その他	63	0.0
建設汚泥	15,083	98.3
混合廃棄物	150	58.6

(3) 予測結果

造成等の工事に伴う廃棄物等発生量の予測結果及び再資源化率を表 10.15.1-3 に示す。

再資源化量は 16,563.2 t であり、資源化率は 96.0%と予測された。

残土等の発生量については表 10.15.1-4 に示すとおりであり、メーカーアンケートを基に算出した。なお、発生した残土については、適正に処理・処分する。

表 10.15.1-3 廃棄物等の再資源化率

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量 (t)	処理方法
コンガラ	185	184.6 (99.8%)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令を遵守し、再資源化あるいは適正処理・処分する。
アスコン	37	36.9 (99.8%)	
ガラス陶磁器	37	29.2 (78.9%)	
廃プラ	34	21.2 (62.3%)	
金属くず	42	40.2 (95.7%)	
木くず	1,546	1,314.1 (85.0%)	
紙くず	29	22.5 (77.6%)	
石膏ボード	47	0.0 (0.0%)	
その他	63	0.0 (0.0%)	
建設汚泥	15,083	14,826 (98.3%)	
混合廃棄物	150	87.9 (58.6%)	
合計	17,253	16,563.2 (96.0%)	

注：1) 再資源化量の算出は、平成 30 年度建設副産物実態調査結果（関東地方版）の埼玉県の前資源化率及び産業廃棄物の排出及び処理状況（令和 4 年度実績）の再生利用率を用いた。

2) 再資源化量の（ ）内は再資源化率%を示す。

表 10.15.1-4 残土の発生量

単位：m<sup>3</sup>

項目	建築工事	造成工事	合計
購入・搬入土	0	0	0
建設発生土	65,950	41,100	107,050
埋戻し土	16,170	24,200	40,370
残土処分	49,780	16,900	66,680

## 2) 施設の稼働

### (1) 予測内容

廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況について予測した。

### (2) 予測方法等

#### ① 予測方法

事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法を明らかにし、類似事例の引用または解析により定量的に予測した。

#### ② 予測地域及び予測地点

対象事業実施区域内とした。

#### ③ 予測対象時期等

施設の稼働が定常の状態となる時期とした。

### (3) 予測結果

施設の稼働に伴う廃棄物等発生量の予測結果を表 10.15.1-5 に示す。

廃棄物等の発生量について、メーカーアンケートを基にして算出すると、焼却灰 3,199 (t/年)、飛灰 1,848 (t/年) と予測された。

表 10.15.1-5 施設の稼働に伴う廃棄物等発生量予測結果

種類	焼却方式 (ストーカ炉)	処理方法
	発生量 (t/年)	
焼却灰	3,199	最終処分または資源化
飛灰	1,848	最終処分または資源化

## 15.2 評価

### 1) 評価方法

評価は、廃棄物等による影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているものであるか否について見解を明らかにし、かつ、国、県等による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標が示されている場合は、この基準又は目標と予測結果との間に整合性について検討する。

環境保全目標は、「廃棄物等を適正に処理・処分し、発生量を可能な限り抑制すること。」を前提とし、表 10.15.2-1 に示す基準値と比較した。

表 10.15.2-1 廃棄物等に係る環境保全目標

段階	項目	環境保全目標
工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設リサイクル推進計画 2020」(国土交通省)で示された関東地方における目標</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊：再資源化率 99%以上</li> <li>・建設発生木材：再資源化・縮減率 99%以上</li> <li>・建設汚泥：再資源化・縮減率 95%以上</li> <li>・建設廃棄物全体：再資源化・縮減率 98%以上</li> <li>・建設発生土：有効利用率 85%以上</li> </ul>
存在・供用時	施設の稼働	<p>「埼玉県環境基本計画」(令和4年度～令和8年度)に示された資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進に関する施策指標目標値</p> <p>一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量：27g/人・日(令和8年度)</p>

## 2) 環境の保全のための措置

廃棄物等による影響を低減させるため、環境の保全のための措置として以下の事項を実施する。

### (1) 工事中

表 10.15.2-2(1/2) 環境の保全のための措置(工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	分別の徹底	・分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
		・有効利用推進のための分別回収について、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。		○	
	適正な処理、処分	・建設工事に伴い発生した廃棄物については関係法令等を遵守し、適正処理を図る。		○	
	廃棄物の発生抑制	・建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。		○	
		・再生資材及び再利用資材の活用に努める。		○	
		・「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）の関東地方における目標で示された再生利用率以上の再資源化を目指す。	○	○	
		・建設残土について対象事業実施区域内での再利用に努め、搬出量を抑制する。	○	○	

### (2) 存在・供用時

表 10.15.2-2(2/2) 環境の保全のための措置(存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	廃棄物の発生抑制	・計画施設は、ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみ減量や資源循環促進を促す。		○	
	適正な処理、処分	・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
	効率的な収集・運搬体制の確保	・廃棄物発生量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図る。		○	
	廃棄物の飛散防止	・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。		○	

### 3) 評価の結果

#### (1) 工事中

##### ① 造成等の工事

##### ア 回避・低減の観点

造成等の工事にあたっては、廃棄物等の有効利用推進のための分別回収を徹底し、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。また、「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省）で示された再生利用率等以上の再資源化を目指すことにより、造成等の工事による影響は低減される。

##### イ 基準、目標等との整合の観点

造成等の工事に伴う廃棄物は合計 17,253 t で、全体の資源化率は 96% と予測される。また、分別を徹底し建設混合廃棄物の量を減少させるなど環境保全措置を講じることにより再資源化率等は向上するものとする。よって、再資源化が可能な廃棄物については「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省）で示された関東地方における目標を満足することから、環境保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。

#### (2) 存在・供用時

##### ① 施設の稼働

##### ア 回避・低減の観点

計画施設からの廃棄物等の発生量は、焼却灰 3,199 t/年、飛灰 1,848 t/年と予測される。

焼却灰及び飛灰は計画施設の維持管理において可能な限り削減する計画である。また、計画施設は環境学習の機会を提供して 3R の推進に貢献できる施設とし、ごみの減量及び資源循環を促すなどしていくことから、施設の稼働による影響は低減される。

##### イ 基準、目標等との整合の観点

一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの最終処分量は、表 10.15.2-3 に示すとおり 51.3 (g/人・日) となり、環境保全目標として示した「埼玉県環境基本計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）に示された施策指標目標値 27 (g/人・日) を上回る。しかし、ごみの減量化及び分別の徹底による資源化の推進や、住民への啓発活動による 3R の促進、発生する焼却灰及び飛灰については、資源化を積極的に努めることから、最終処分量は減少するものとする。よって、適切な環境保全措置を講じることにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られるものと評価する。

表 10.15.2-3 一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの最終処分量

項目	処理量 (焼却灰+飛灰)	人口	一般廃棄物の 1 人 1 日当たり の最終処分量 (処理量/人口)	環境保全目標
予測結果	13.8 t/日 (5,047 t/年)	269,663 人	51.3 g/人・日	27g/人・日

注：1) 焼却灰及び飛灰の処理は全量最終処分とした場合の算出結果

2) 人口は稼働開始令和 15 年度の上尾市と伊奈町を合わせた将来人口